

裁判所法の一部を改正する法律案

これまでの状況

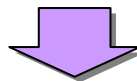
- 従来は、給費制(国が給与を支給)。
⇒ 平成16年、法改正により、貸与制(国が修習資金を無利息で貸与)を導入。
平成22年11月から施行。
↓
- 平成22年11月、議員立法により、給費制を1年延長。
- その際、衆議院法務委員会決議
「平成23年10月31日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を
勘案した措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」

政府における検討状況

- 5月から、関係6大臣申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催。
- 8月31日、第一次取りまとめ。

- ① 貸与制を基本とする。
- ② 経済的理由により修習資金を返還することが困難であると認められる者を対象として、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。

- 措置の具体的内容
 - 1 日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に
 - ◆ 給与所得者 一年間収入金額300万円以下
 - ◆ 給与所得者以外 一年間所得金額200万円以下
 を基準として、最長5年の返還猶予可能。
 - 2 法科大学院在学中の修学資金であることが明確なもの(法科大学院の奨学金等)については、その年間返還額を1の年間収入・所得額から控除。



法案の概要

○ 改正の内容

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。

○ 施行期日

公布の日から起算して三月を経過した日

裁判所法の一部を改正する法律案要綱

一 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。

(第六十七条の二第三項関係)

二 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。 (附則関係)

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に「、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改正案	現行
<p>第六十七条の二（修習資金の貸与等）（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。</p> <p>④・⑤（略）</p>	<p>第六十七条の二（修習資金の貸与等）（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。</p> <p>④・⑤（同上）</p>